

## 平成22事務年度 保険会社等向け監督方針

保険会社及び少額短期保険業者向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」では、監督にあたっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、国民生活や経済活動のために保険会社が果たすべき役割に十分に留意しつつ、リスク管理の高度化の促進、顧客保護と利用者利便の向上、保険会社等の属性に応じた監督対応を重点分野と捉え、保険会社等の監督にあたることとする。

なお、本監督方針は、平成22年8月時点の金融機関を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、必要に応じ見直すこととする。

### 1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

#### (1) 金融資本市場を取り巻く環境

現在の我が国経済は、着実に持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にあり、世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動や、デフレの影響などのリスク要因がある。特に、新興国では、その高い成長に支えられ、資金流入の大幅な増加が見られたが、欧州ではギリシャに端を発する財政問題が深刻化するとともに、米国では経済の先行き不透明感が高まった。こうした状況を受けて、金融資本市場においては、価格変動の振幅が大きくなるなど、不確実性が增大している。こうした中、世界の動きは、我が国に対して、これまで以上に大きな影響を与えるようになってきている。

平成22年3月期決算では、保険会社については概ね、有価証券関係損益の改善や事業費の削減等により、最終的な利益水準が大きく改善しているものの、保険会社を取り巻くリスクについては、今後も引き続き注視が必要な状況にある。

本年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、金融機関は、実体経済、企業のバックアップ役としてサポートを行うことが求められており、保険会社についても保険の引受け等を通じた企業のリスク管理に対する支援が期待される。

また、保険会社は、国内市場のみならず、アジアをはじめとした海外市場への積極的な展開を行っているが、そのためにも、金融機関としてリスク管理をはじめとした財務の健全性が確保されることが必要となっている。

#### (2) 監督当局の取組姿勢等

こうした状況の中、本事務年度の金融監督に当たっては、ベター・レギュレー

ション（金融機関との率直かつ深度ある対話、対外的な情報発信、内外の経済金融情勢に関する情報の共有・連携、行政対応の透明性・予測可能性の向上等）の一層の定着・進化を図ることを基本とする。特に、各種リスクの的確な管理や顧客保護等の徹底等には、金融機関において、将来を見据えた経営課題を認識した上で、経営陣による適切なリーダーシップの下で積極的な経営改善や適切・迅速かつ責任ある経営判断がなされることが、強く期待されることである。

このため、監督当局としても、以下のような取組姿勢で臨むこととする。

① リスク感応度の高い行政

現在考え得るリスクに的確に対応していくため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識を深め、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努める。

② 国民の目線・利用者の立場に立った行政

顧客保護や利用者利便の一層の向上に向け、国民の目線・利用者の立場に立った行政対応に努める。

③ 将来を見据えた行政

短期的な対応にとどまらず、国際的議論の動向も十分把握しつつ、環境変化を展望し、中長期的な対応も並行して行う将来を見据えた行政対応に努める。

④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政

金融機関との率直かつ深度ある対話や情報発信等を通じ金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。

なお、監督に当たっては、このような取組姿勢に加えて、以下の点にも留意する。

- ・ 検査部局との共同ヒアリングの実施など検査部局との一層緊密な連携を図るほか、多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極的な貢献に努める。
- ・ 報告や提出資料の必要性について年一回定期的な点検を行うなど、金融機関の負担軽減にも配慮する。
- ・ 専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に取り組む。

## 2. リスク管理の高度化の促進

近年の金融危機では、保険セクターの財務にも大きな影響が見られた。このようなか、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者に対する責任を的確に果た

すためには、リスク管理の高度化による財務の健全性確保とその財務情報の適切な開示が必要である。

(1) 金融危機を踏まえたリスク管理の高度化の促進

- ① 保険会社においては、証券化商品、CDS取引等のクレジット関連投資や金融保証保険の引受けなど、その取り扱うリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、各保険会社において、リスク特性に応じた適切なリスク管理態勢が構築されているかについて検証する。
- ② また、最近の金融市場の変動を踏まえれば、保険会社においては、多様化・複雑化した種々のリスクを個々に管理するだけでなく、リスク全体を統合して管理する態勢を整備することが一層重要となる。  
このような観点から、各保険会社において、経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、会社の規模やリスクの特性等に応じた適切な統合リスク管理態勢が整備されているか検証する。
- ③ ソルベンシー・マージン比率を含めた重要な財務情報の四半期開示や、国際的なベストプラクティスも踏まえた保有金融商品等に関するリスク情報の開示の充実など、保険会社が市場からの信認を確保するための取組みを促していく。
- ④ 連結財務規制が導入される保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ全体としての経営実態の適時・的確な把握に努めるとともに、グループ全体の総合的なリスク管理態勢の整備状況等について重点的に検証するなど、適切に対応する。
- ⑤ 経営統合に当たっては、持株会社のガバナンス、システム統合の進捗について検証する。

(2) ソルベンシー評価の見直し等

- ① リスク計測を厳格化したソルベンシー・マージン比率(23年3月末から参考指標開示、24年3月末から施行)について、円滑な導入に向けた準備を進める。また、この見直しについて、保険契約者や市場関係者への周知を図る。
- ② 更に、保険監督者国際機構(IAIS)において経済価値ベースのソルベンシー評価を内容とする規制枠組みが検討されていることや、EUでも24年にソルベンシーIIが導入予定とされていることを踏まえ、保険会社の実態把握(フィールドテスト)を十分に行いつつ、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入について検討を行っていく。  
また、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討にあたっては、各保険会社に対し、その導入の前提となる経済価値評価に基づくリスク管理態勢の整備に向けた取組みを促していく。

- ③ 国際会計基準審議会（IASB）における保険契約に係る国際会計基準の見直し作業（23年最終基準化予定）を踏まえ、我が国においても中期的な保険監督会計のあり方について検討を進める。

また、最終基準化の前であっても、現行の国際会計基準との間の必要なコンバージェンスに向けて検討を進める。

### 3. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。

したがって、本事務年度においては、保険会社等による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みを重点的に検証する。

その際、保険会社等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、保険会社等が、短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機づけられていないかにも注意を払う。

また、必要に応じ、消費者行政を一元的に推進する役割を果たすことが期待されている消費者庁とも協力していく。

#### （1）情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報は金融取引の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、法人関係情報の管理についても、市場の透明性・公正性に対する信頼を向上させるため、厳格に行う必要がある。こうした観点から、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の適切な整備や、役職員による不正行為（情報漏えい・インサイダー取引等）の防止に向けた職業倫理の強化等に関する取組みを強く促していく。

また、昨年ファイアー・ウォール規制を見直し、金融機関による自主的な利益相反管理態勢の整備を促すプリンシプル・ベースの枠組みを構築したところであるが、これについて顧客利便の向上と利益相反の防止等の両立に向けて的確な対応が図られているか検証する。

#### （2）適切な保険金支払管理態勢の構築

- ① 保険金の支払いが保険会社等の最も重要な責務であるという認識の下、保険金の支払いが適切に行われていない可能性の洗い出しも含め、適時・適切な保険金の支払いが行われるような実効的な態勢が整備され、組織的、継続的な対応が行われているか重点的に検証する。なお、保険金を支払った後においても、追加的な保険金支払いの可能性について適切に検証する態勢となっているか

についても検証する。

- ② 保険金の支払事由が発生した場合に、顧客保護、利用者利便の視点に立った請求案内事務等（顧客保護、利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な保険金請求手続の説明、保険金請求書類の交付、損害調査、事実の確認、顧客対応等）が、個々の顧客毎に迅速かつ適切に行われるような態勢が整備されているか重点的に検証する。

（3）適切な保険募集態勢の確立

保険会社等からの報告、検査部局による検査の結果、金融サービス利用者相談室等からの情報などを活用し、保険商品の販売・勧誘ルールの遵守状況を検証する。また、保険代理店についても、適切な保険募集管理態勢が構築されているか検証する。

（4）相談・苦情処理態勢の充実

- ① 顧客からの金融商品・サービスへの信認を確保し、顧客ニーズを積極的に業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要である。こうした観点から、適切な窓口の整備、相談・苦情等の原因分析、社内における情報共有、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップ等が、経営陣が関与する形で適切に行われるよう内部管理態勢が整備されているかについて検証する。
- ② 本年10月から導入される金融ADR制度に関し、当該制度の開始に向け必要な態勢が整備されているかを検証する。

#### 4. 保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様である。また、保険募集の形態も、募集人・代理店を中心とするものや、通信販売を中心とするものなど多様化している。このような状況を踏まえ、保険会社等の業務規模・態様等の属性に応じた監督対応を行っていく。

また、効率的な実態把握を行うため、保険会社の業務内容等を踏まえ、検査部局と協働でメリハリのあるオフサイトヒアリングを実施する。

（1）保険会社グループへの対応

保険会社グループに関しては、グループ内の金融子会社の損失計上等によりグループ全体の経営悪化につながった事例等も踏まえ、金融コングロマリット監督指針等に基づき、グループ全体の業務の適切性や財務の健全性について検証する。その際、特に外国に本店や拠点を有するグループの場合には、海外当局との連携に努める。

また、21年6月、IAISにおいて、保険グループ監督のための共通の評価枠

組みの設計の調査が開始されたことも踏まえ、保険グループ監督に関する国際的な議論にも積極的に参画していく。

(2) 中小規模の保険会社への対応

中小規模の保険会社についても、検査部局と一層緊密な連携を図りながら、効率的な実態把握に努める。

(3) 少額短期保険業者等への対応

① 少額短期保険業者については、ほとんどの業者が事業開始後間もないこと等を踏まえ、各業者の経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行っていく。その際、財務の健全性等に問題のある少額短期保険業者を中心に注意深くモニタリングを行う。

② 公益法人制度改革関連法が20年12月に施行され、これまでの公益法人は、特例民法法人となり25年11月末までに新法人に移行することとされた。保険業を行っている特例民法法人には、新法人への移行後、保険業法上の規制が全面適用されることから、それらの法人からの相談に丁寧に対応していく。

(4) 保険募集形態の特色に応じた対応

① テレビやインターネット等の広告を利用して通信販売を行うなど、非対面型の募集形態をとる場合には、その募集広告が契約内容について顧客に誤解を与えるおそれがないかを確認するなど、保険会社等において募集形態の特色に応じた適切な募集が行われているか検証する。

② 保険商品の銀行等の窓口での販売については、引き続き、弊害防止措置の実施状況を検証するとともに、顧客に対する契約内容の適切な説明など、保険募集に関するルールの銀行等における遵守状況について検証する。

(5) 商品審査の実効性確保

契約者等の保護の観点も踏まえつつ、商品審査の実効性を確保するとともに、その迅速化・効率化を図る。

(以上)